

病院局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第7号

病院局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

病院局企業職員の給与の特例に関する規程（平成17年鳥取県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（給料月額の特例）</p> <p>第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局企業管理規程第7号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員（任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「病院局特定任期付職員」という。）を除く。以下「職員」という。）の給料月額は、給与規程第3条第1項及び第3項、給与規程第5条第1項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第4条第11項、給与規程第5条第2項の規定によりその例によることとされる現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）第3条の2第4項及び第5項並びに鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成17年鳥取県病院局管理規程第6号）附則第7項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（以下「給料基礎額」という。）から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合（以下「特定割合」という。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>(1) 院長の職を占める職員 <u>100分の4</u></p> <p>(2) 別表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の右欄に定める者に該当</p>	<p>（給料月額の特例）</p> <p>第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局企業管理規程第7号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員（任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「病院局特定任期付職員」という。）を除く。以下「職員」という。）の給与月額は、給与規程第3条第1項及び第3項、給与規程第5条第1項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第4条第11項、給与規程第5条第2項の規定によりその例によることとされる現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県規則第46号）第3条の2第4項及び第5項並びに鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（平成17年鳥取県病院局管理規程第6号）附則第7項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額（以下「給料基礎額」という。）から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合（以下「特定割合」という。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。</p> <p>(1) 管理職手当の支給を受ける職員のうちその支給割合が<u>100分の25であるもの</u> <u>100分の5</u></p> <p>(2) 別表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の右欄に定める者に該当</p>

<p>するもの <u>100分の2</u></p> <p>(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 <u>100分の3</u></p> <p>2 略</p> <p>(病院局特定任期付職員の給与の額の特例)</p> <p>第5条 特例期間における病院局特定任期付職員の給料月額は、給与規程第3条第1項及び給与規程第26条の規定によりその例によることとされる任期付職員条例第7条第1項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に<u>100分の3</u>を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第2条第2項第1号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。</p> <p>2 特例期間における病院局特定任期付職員の特定任期付職員業績手当の額は、給与規程第21条の2の規定によりその例によることとされる任期付職員条例第7条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に<u>100分の3</u>を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>するもの <u>100分の3</u></p> <p>(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 <u>100分の4</u></p> <p>2 略</p> <p>(病院局特定任期付職員の給与の額の特例)</p> <p>第5条 特例期間における病院局特定任期付職員の給料月額は、給与規程第3条第1項及び給与規程第26条の規定によりその例によることとされる任期付職員条例第7条第1項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に<u>100分の4</u>を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第2条第2項第1号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に定める額とする。</p> <p>2 特例期間における病院局特定任期付職員の特定任期付職員業績手当の額は、給与規程第21条の2の規定によりその例によることとされる任期付職員条例第7条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に<u>100分の4</u>を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>3 略</p>
---	---

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。